外国特許トピックス

2026年10月
弁理士法人志賀国際特許事務所
（外国事務部　加藤基志）

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

出願人が署名する書類について

出願人の署名が必要な各国の書類に関し情報を取りまとめる機会がありましたので、今回は参考情報として出願人が署名する書類について一覧にして紹介します。
※本稿にて対象とする書類は、通常権利化手続きにおいて提出される委任状、宣誓書、および、譲渡証です。
※宣誓書は、通常権利化手続きで要求されるものを想定し、権利回復などイレギュラーな手続きは含みません。
※譲渡証は、企業間譲渡にともなう名義変更手続き時に使用（出願人が署名）する書類を想定しています。

国	書類	署名者	認証	原本提出	その他
AE	委任状 譲渡証	会社代表者以外（知財部長）でも可	公証人認証	不要	ー
AR	委任状	会社代表者以外（知財部長）でも可	公証人認証およびアポスティーユ認証	不要	ー
	譲渡証		公証人認証		
BR	委任状	会社代表者以外（知財部長）でも可	不要	不要	ー
	譲渡証		領事認証		
CN	委任状 譲渡証	会社代表者以外（知財部長）でも可	不要	不要（※）	※包括委任状、および、複数案件を一括手続きする場合は、原本提出が必要。
		ー	署名でなく会社登録印捺印の場合も同様。		
DE	譲渡証	会社代表者以外（知財部長）でも可	不要	不要	委任状は不要。 譲渡証は出願人の代わりにドイツ代理人が署名することも可能。
EP	譲渡証	会社代表者以外（知財部長）でも可（※）	不要	不要	委任状は不要。 ※知財部長署名の場合、会社代表者が署名する役職証明書を要求されることが多い。
ID	委任状 譲渡証	会社代表者以外（知財部長）でも可	不要	不要	ー
IN	委任状	会社代表者以外（知財部長）でも可	不要	必要（※）	※本来不要も、特許庁から 15 日間以内の提出要求に備え現地代理人へ提供することを推奨。
	譲渡証		公証人認証		
KR	委任状	会社代表者以外（知財部長）でも可	不要	必要（※）	※包括は原本提出が必要。個別はコピーで可。
	譲渡証		公証人認証	不要	署名でなく会社登録印捺印の場合、認証不要。
MX	委任状 譲渡証	会社代表者以外（知財部長）でも可	不要	不要	ー
MY	委任状 譲渡証	会社代表者以外（知財部長）でも可	不要	不要	※委任状署名者に関し厳格な基準が設定されたが、実務上は知財部長でも可との情報有り。
PH	委任状	会社代表者以外（知財部長）でも可	不要	不要	ー
	譲渡証		公証人認証		
RU	委任状 譲渡証	会社代表者以外（知財部長）でも可	不要	必要（※）	※登録後は原本提出が必要（係属中は特別に特許庁に要求された場合のみ必要）。
SA	委任状 譲渡証	会社代表者以外（知財部長）でも可	アポスティーユ認証	不要	アポスティーユ認証または領事認証を取得すれば署名者の役職自体は重要ではない。
SG	譲渡証	会社代表者以外（知財部長）でも可	不要	不要	委任状は（電子出願システムを利用する場合）不要。
TH	委任状 譲渡証	会社代表者以外（知財部長）でも可	公証人認証	必要	ー
TW	委任状 譲渡証	会社代表者以外（知財部長）でも可	不要	不要（※）	※「提出したコピーは原本と同一である」旨の宣言を現地代理人宛にメール等で行う必要あり。
US	委任状	会社代表者以外（知財部長）でも可	不要	不要	S-signature での署名でも可。
	譲渡証				譲渡人のみ署名するフォーマットが一般的。
VN	委任状 譲渡証	会社代表者（※）	不要	必要	※出願時に提出する委任状は知財部長でも受理される可能性あり。
ZA	委任状 譲渡証	会社代表者以外で（知財部長）でも可	不要	不要	出願時に提出する委任状は宣誓書と併合された形のフォーマット（FORM 3）が一般。

原本提出を不要とする国においても、特許庁から原本提出要求があった場合に備え、念のため、原本は出願人または現地代理人において保管しておくことを推奨する国が多いようです。

本稿にて対象としていないイレギュラーな手続きにおいて要求される宣誓書において、宣誓する内容により、会社代表者による署名、および、公証人認証が要求されることがあります。

以上